審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	質屋営業法
根　拠　条　項：	第２条第１項
処　分　の　概　要：	質屋の許可
原権者（委任先）：	三重県公安委員会
法　令　の　定　め：	質屋営業法第３条第１項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第２条、第３条（質屋の許可の申請） 第３条の２（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審　査　基　準：	質屋営業法第３条第１項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標準処理期間：	50日
申　　請　　先：	営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問い合わせ先：	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110） 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備　　考：	